

議案第十八号

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第四条中「東京都千代田区九段北一丁目一番四号」を「東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号」に改める。

附 則

この規約は、平成十七年六月一日から施行する。

（提案理由）

特別区人事・厚生事務組合の事務所的位置に関し、規約の一部変更について協議するた  
め、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を  
経る必要がある。

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
<p>(組合の事務所の位置) 第四条 この組合の事務所は、東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号に置く。</p>	<p>(組合の事務所の位置) 第四条 この組合の事務所は、東京都千代田区九段北一丁目一番四号に置く。</p>